

統計審議会会長 竹内 啓 殿

総務大臣 片山 虎之助

諮問第 287 号

平成 15 年に実施される法人土地基本調査及び法人建物調査の計画について

標記について、統計法施行令（昭和 24 年政令第 130 号）第 1 条の 3 及び統計報告調整法施行令（昭和 27 年政令第 396 号）第 1 条の 2 の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

国土交通省は、法人土地基本調査（指定統計第 121 号を作成するための調査）について、土地の所有及び利用の実態をよりの確に把握するため、調査事項の変更、プレプリント方式の導入等を行った上で平成 15 年に実施することを計画している。

また、同省は、法人建物調査（統計報告の徴集）について、土地と建物を一体的にとらえ、その所有及び利用の関係をよりの確に把握するため、調査事項の変更、プレプリント方式の導入等を行った上で、平成 15 年に法人土地基本調査の附帯調査として実施することを計画している。

今回の改正計画については、土地及び建物に関する統計の充実、報告者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。